○宇部市選挙区補欠選挙選挙長告示

議会光市選挙区選出議員の補欠選挙にお山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口

ける政治活動用ポスターに貼る証紙の様式…… 「県議会萩市・阿武町選挙区選出議員及び山口県

…六

놋

主

<u>:</u>

議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式…………山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員及び山口県

議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員及び山口県

る開票事務と選挙会事務の合同…………………………………………………………………………………山口県議会宇部市選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙におけ

議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時…………………………………山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員及び山口県

議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙長の事務の取扱い………………………………山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員及び山口県

山

○選管告示

目

次

每週火·金曜 日発行

1月28日 (金曜日)

令和4年

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日

時.....

六

○萩市・阿武町選挙区補欠選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……

時

Ė

놋

○光市選挙区補欠選挙選挙長告示 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

九条第一項の規定により令和四年二月六日執行の山口県知事選挙と同時に執行する。 県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙を公職選挙法 山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・ (昭和) 阿武町選挙区選出議員及び山 二十五年法律第百号)

第百十

令和四年 月二十八日

口県選挙管理委員会委員長

選挙すべき議員の数

各選挙区とも一人

秋

本

泰

治

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、 令和四年二月六日執行の山口県議会萩市

・阿武町選挙区選出議員補欠選挙にお 次のとおりである。

令和四年一月二十八日

立

Ė.

应

应

应

付

記

효

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

	素	灰		市
	Ħ	f		名
見	見	相	大	投
島	島			票
第	第			区
二	_	島	島	名
	f	}		
	全	[] [] E		投
	- F 7			票
	Ē	1		0
				期
				日

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

秋 本 泰 治

候補者でない者の氏名は、書かないこと。 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

は、次のとおりである。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙に用いる投票用紙の様式 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町

宇部市選挙区

一般投票

 $(\!-\!)$ 令和四年二月六日執行 山口県議会宇部市選挙区選出議員補欠選挙投票 0 注言 意い 山口県選

貴会之印

で 候補者氏名

候補者氏名

山

備考

用紙は、薄い黄色とし、黒色のインクで印刷する。

備考

2

用紙は、薄い黄色とし、黒色のインクで印刷する。

シールを貼り付ける。 「点字投票」の文字の上に、点字により「けんぎ ほけつ せんきょ」と表示した透明な $(\underline{\hspace{1cm}})$ 点字投票

令和四年二月六日執行 点字投票

山口県議会宇部市選挙区選出議員補欠選挙投票

注言

候補者でない者の氏名は、書かないこと。 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

意

美管理委

山口県選

山

三 光市選挙区

一般投票

シールを貼り付ける。

1

用紙は、薄い黄色とし、黒色のインクで印刷する。

2 「点字投票」の文字の上に、点字により「けんぎ ほけつ せんきょ」と表示した透明な

二

萩市・阿武町選挙区

一般投票

備考

候補者氏名	一 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 (注意	山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員補欠選挙投票 令和四年二月六日執行	点、字和文画示
			欠選挙投票 員会之印	挙管理委 山口県選

考 用紙は、薄い黄色とし、黒色のインクで印刷する。

報

候補者氏名

口

山

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

(___)

点字投票

点字投票

令和四年二月六日執行

山口県議会光市選挙区選出議員補欠選挙投票

注言

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山口県選

光

市

選 挙 X

光市大字岩田二五一一の

門出

肇

光市光井一丁目四番八号

山根

成紀

挙区・阿武町選

萩市大字熊谷町一○四

中谷

伸

萩市大字須佐四五七九の

仁保

優子

1

用紙は、薄い黄色とし、黒色のインクで印刷する。

2 シールを貼り付ける。 「点字投票」の文字の上に、点字により「けんぎ ほけつ せんきょ」と表示した透明な

職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙長及びその 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

宇部市選挙区	"	_
番三七-四号字部市厚南中央一	住	選
丁目二	所	挙
内田	氏	長
 充範	名	
三五号宇部市琴芝町一丁目二番	住	選挙長職務代罚
村田	氏	理者
 治代	名	

山口県選挙管理委員会告示第三十号

は、宇部市選挙区にあっては宇部市選挙管理委員会事務局、萩市・阿武町選挙区にあっ いて取り扱う。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙長の事務 ては萩市選挙管理委員会事務局、光市選挙区にあっては光市選挙管理委員会事務局にお 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本 泰

治

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙会の場所及 び日時は、次のとおりである。 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

光市選挙区	萩市・阿武町選挙区	宇部市選挙区	選挙区名
光市大字光井一九四一の一	萩市大字江向四五七の二	宇部市島三丁目九番三〇号	選挙会
光市総合体育館	萩市選挙管理委員会	宇部市武道館	の場所
午後九時二十分	午前十時二月八日	午後九時二十分二月六日	選挙会の日時

四

П

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

選挙の開票の事務は、 選出議員の補欠選挙においては、 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区 選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。 選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、 当該

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

ある。 ター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙において、 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・阿武町 次のとおりで 候補者がポス

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

開始期日 令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

る支出金額の制限額は、次のとおりである。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙運動に関す 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、山口県議会萩市・阿武町

Щ

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

五、六七一、七〇〇円	市選挙区	光
五、六五三、三〇〇円	市・阿武町選挙区	萩
六、一七三、五〇〇円	部市選挙区	宇
制限額	選挙区名	

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

あっては萩市選挙管理委員会に駐在する山口県選挙管理委員会の職員、光市選挙区に あっては光市選挙管理委員会に駐在する山口県選挙管理委員会の職員を経由しなければ 宇部市選挙管理委員会に駐在する山口県選挙管理委員会の職員、 口県選挙管理委員会に対してする次の申請、届出及び報告は、宇部市選挙区にあっては 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙において、候補者等が山 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・阿武町 萩市・阿武町選挙区に

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

選挙事務所に関する届出

出納責任者に関する届出

七六五四三 報酬を支給する者に関する届出

選挙公報の掲載に関する申請

選挙運動用ビラ証紙の交付に関する申請

選挙運動に関する収入及び支出の報告

選挙公営に関する申請及び届出

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙公報の掲載 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

光 市 選 挙 X 光市中央六丁目一番一号

光市選挙管理委員会

午後五時三十分一月二十八日

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における選挙運動用ビラ に貼る証紙の様式は、 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 次のとおりである。 山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本

泰

治

備考

用紙は、特別の紙質を使用し、

地紋を入れるものとする。

令和 4 年執行 山口県議補欠選挙ビラ (番号) (選挙区名) 選挙区 山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、 地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

ターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。 選挙区選出議員及び山口県議会光市選挙区選出議員の補欠選挙における政治活動用ポス 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員、 山口県議会萩市・阿武町

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

令和 4 年執行

山口県議補欠選挙ポスター (選挙区名) 選挙区(番号) 山口県選挙管理委員会

山口県議会宇部市選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、 会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届 令和四年二月六日執行の山口県議会宇部市選挙区選出議員補欠選挙において、選挙立 次のとおりである。

令和四年一月二十八日

山口県議会宇部市選挙区選出議員補欠選挙選挙長

場所 宇部市常盤町一丁目七番一号 宇部市選挙管理委員会

田

充

範

令和四年二月三日午後五時三十分

 \equiv

日時

山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第 一号

者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、 選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補 令和四年二月六日執行の山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員補欠選挙において、 次のとおりで

令和四年一月二十八日

場所

萩市大字江向四五七の二

萩市選挙管理委員会

山口県議会萩市・阿武町選挙区選出議員補欠選挙選挙長

中 谷

伸

六

Щ

報

場所

日時

令和四年二月三日午後五時三十分

光市中央六丁目一番一号 光市選挙管理委員会

令和四年二月三日午後五時三十分

山口県議会光市選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出 令和四年二月六日執行の山口県議会光市選挙区選出議員補欠選挙において、選挙立会

山口県議会光市選挙区選出議員補欠選挙選挙長

令和四年一月二十八日

門 出

肇

七

令和四年一月二十八日発行令和四年一月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所